

# 屋外広告物のルールを守り、 表情豊かで魅力あるまちづくりを進めましょう

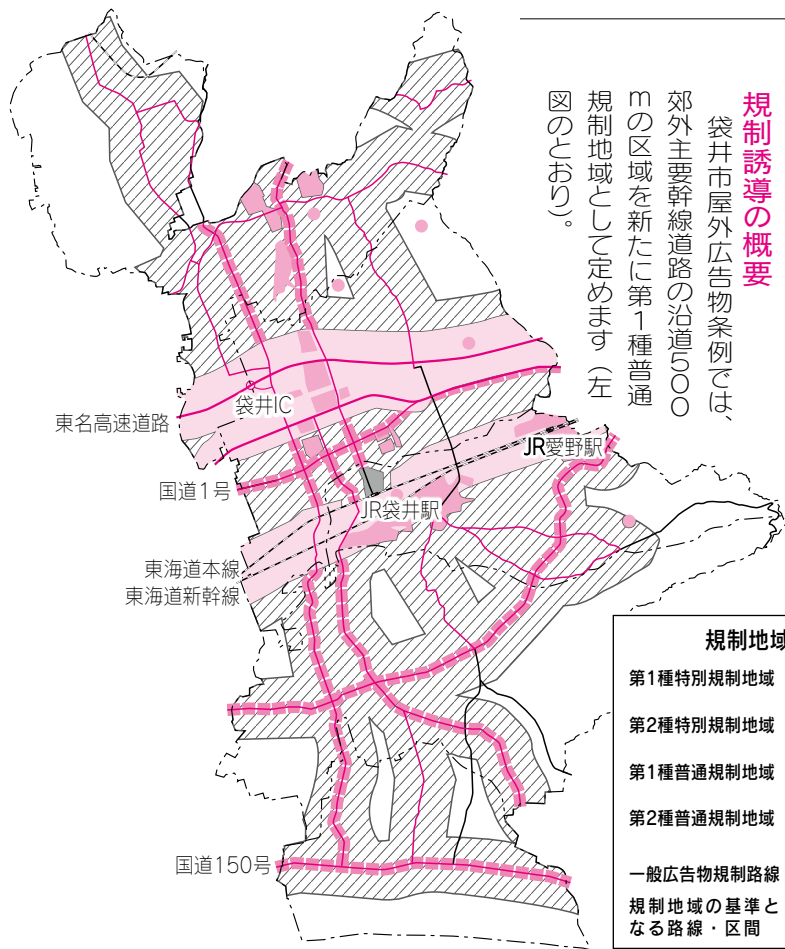
## 袋井市屋外広告物条例を制定しました

屋外広告物は、私たちの日常生活に様々な情報を提供してくれますが、ルールが守られないと、街並みや自然景観を損ねたり、道路での見通しが悪くなったりします。

袋井市では、これまで県の条例などに基づき、屋外広告物を表示できる場所や表示方法、広告物の大きさなどの規制誘導を行ってきました。平成22年度からは、市の条例や規則に基づき、広告物の規制誘導を行います。

### 規制誘導の概要

袋井市屋外広告物条例では、郊外主要幹線道路の沿道500mの区域を新たに第1種普通規制地域として定めます（左図参照）。



規制地域	
第1種特別規制地域	
第2種特別規制地域	
第1種普通規制地域	
第2種普通規制地域	
一般広告物規制路線	
規制地域の基準となる路線・区間	

また、規制誘導の基準（下表参照は、これまでと変わりません。  
屋外広告物を表示されている方は、今一度、屋外広告物が下表の基準に適合しているか確認をお願いします。  
◇詳細については、都市計画課にお問い合わせください。

### ■主な規制誘導の基準（高さと表示面積） 屋外広告物の掲出には、事前に許可を受ける必要があります。

規制地域	特別規制地域		普通規制地域		
	第1種	第2種	第1種	第2種	
自家広告物	広告塔	10m以下、1面30㎡以内	15m以下、1面30㎡以内		
	広告板	5m以下、表示面積の合計30㎡以内			
	屋上	建築物の2/3以下かつ5m以下	建築物の2/3以下かつ10m以下	建築物の2/3以下かつ15m以下	
	壁面突出	壁面から1.5m以下、1面20㎡以内		壁面から1.5m以下	
案内図板など	壁面利用	▽壁面面積300㎡未満…壁面面積の1/5以内または、15㎡以内 ▽壁面面積300㎡以上…壁面面積の1/10以内または、60㎡以内		壁面面積の1/5以内または、15㎡以内	
	広告塔	5m以下、1面3㎡以内（合計6㎡以内） 5者以上共同の場合、1面10㎡以内、合計20㎡以内		5m以下、1面5㎡以内（合計10㎡以内） 5者以上共同の場合、1面15㎡以内、合計30㎡以内	
一般広告物	広告板			5m以下、面積の合計30㎡以内	
	一般広告物	掲出不可		自家広告物と同じ（※一部路線掲出不可）	

※一部路線掲出不可…国道1号（一部）、国道150号、県道袋井大須賀線、県道磐田掛川線、県道浜北袋井線（一部）、県道袋井春野線、県道袋井停車場線（一部）、県道磐田袋井線、市道湍川井線、市道山科深見線の100m以内は、掲出禁止。

### ◇許可を受ける必要がないものは、次のとおりです。

#### 1 自家広告物で次の基準に適合するもの

・自家広告物とは、自己の事業または、営業に關する屋外広告物を自己の事務所、事業所、営業所などに表示するものです。

#### 2 自己管理地広告物で次の基準に適合するもの

・自己管理地広告物とは、自己の所有する土地または、建物の一部に管理上表示の必要があるものです（アパートの管理会社の表示など）。

広告物の掲出場所	広告物の設置基準 （1事業所あたりの総面積）
特別規制地域	5㎡以内
第1種普通規制地域	10㎡以内
第2種普通規制地域	20㎡以内

広告物の掲出場所	広告物の設置基準 （1箇所あたりの総面積）
全地域	5㎡以内

袋井市景観計画に基づき、美しい健康文化都市を目指して袋井市屋外広告物条例を策定しました。  
条例の概要をお知らせします。  
問 都市計画課計画係 44-3122

